

「国保会館」自家用電気工作物保安管理業務
仕様書

令和8年度

山口県国民健康保険団体連合会

- 1 業務名
「国保会館」自家用電気工作物保安管理業務
- 2 実施場所
山口市朝田1980番地7
- 3 業務の内容
電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督に係る業務
※詳細については「保安規程」のとおり
- 4 委託期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- 5 設備容量
 - (1) 電力変圧器（500KVA） 2台
 - (2) 電灯変圧器（200KVA） 3台
 - (3) 直流電源装置（50AH/10H） 1基
- 6 その他
 - (1) 受託者は「保安規程」に留意の上、「国保会館」の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に努めること。
 - (2) 受電設備及び直流電源装置については、1ヶ月に1回点検を実施すること。
但し、絶縁監視装置を設置した場合は、2ヶ月に1回とする。
 - (3) 作業中は、必要な安全対策を講じ、常に事故防止に努めること。
 - (4) 作業は原則として月曜日から金曜日に行うこと（祝日を除く）。

保安規程

第1章 総則

【目的】

第1条 当事業場における電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法第42条第1項の規定に基づき、この規程を定める

【保安管理業務の委託】

第2条 当事業場の電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）は、電気事業法施行規則第52条の2の要件に該当する者（以下「電気管理技術者」という。）に委託するものとする。

2 前項の保安管理業務の範囲については、電気管理技術者との契約により定めるものとする。

【法令及び規程の遵守】

第3条 当事業場の設置者及び従業者は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

【細則の制定】

第4条 この規程を実施するため必要と認められる場合には、別に細則を定めるものとする。

【規程等の改正】

第5条 この規程の改正又は前条に定める細則の制定若しくは改正にあたっては、電気管理技術者の意見を求めるものとする。

第2章 保安に関する業務の運営管理体制

【保安に関する業務の管理及び組織】

第6条 当事業場の電気工作物の保安に関する業務は、代表者又は代表者が指名した者が総括管理するものとする。

2 保安に関する業務を円滑に遂行するための指揮命令系統及び連絡系統は、別表1「電気保安組織図」のとおりとする。

3 電気工作物の工事維持及び運用に関する保安のために必要な事項を電気管理技術者に連絡する者（以下「連絡責任者」という。）を指名し、その氏名、連絡方法等を電気管理技術者に通知するものとする。

4 連絡責任者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合は、その業務を代行させるため代務者を指名するとともに、その旨を電気管理技術者に通知するものとする。

5 前各項に変更が生じた場合は、電気管理技術者に通知するものとする。

【設置者の義務】

第7条 電気工作物の安全な運用を確保するために、日常随時、電気工作物等の異常の有無に注意するとともに異常が認められたときは速やかに電気管理技術者に連絡するものとする。

- 2 電気工作物に係る保安上重要な事項を決定し又は実施しようとするときは、電気管理技術者の意見を求めるものとする。
- 3 電気工作物の保安に関する電気管理技術者の意見は、これを尊重するものとする。
- 4 法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に関係ある場合には、電気管理技術者と協議のうえこれを作成するものとする。
- 5 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、電気管理技術者を立ち合わせるものとする。

【従事者の義務】

第8条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、その保安に関し、電気管理技術者の指導を受けるものとする。

第3章 保安教育

【保安教育】

第9条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、保安のために必要な知識及び技能の教育を行うものとする。

- 2 前項の教育については、電気管理技術者と協議のうえ実施するものとする。

【保安に関する訓練】

第10条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、電気事故その他非常災害が発生したときの措置について、必要に応じ演習訓練を行うものとする。

- 2 前項の演習訓練については、電気管理技術者と協議のうえ実施するものとする。

第4章 工事の計画・実施

【工事の計画】

第11条 電気工作物の設置又は変更（改造、修理、取替え及び廃止等をいう。以下同じ。）の工事計画を立案するにあたっては、その保安に関し、電気管理技術者の意見を求めるものとする。

【工事の実施】

第12条 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、作業責任者を置くとともに、電気管理技術者の指導、監督のもとにこれを施工するものとする。

- 2 電気工作物に関する工事が完了した場合には、竣工検査を行い、電気管理技術者にその工事が工事の計画に従って行われたものであること、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）に適合するものであること、その他保安上支障

がないことを確認させるものとする。

- 3 電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にしておくものとする。

第5章 保守

【巡視、点検、測定】

第13条 電気工作物の保安のための巡視、点検、測定及び試験は、別表2に定める点検業務実施要領及び別表3に定める点検基準に従い計画的に行うものとする。

- 2 前項の実施計画を策定するにあたっては、電気管理技術者と協議するものとする。

【電気工作物の維持】

第14条 巡視、点検、測定及び試験の結果、技術基準に適合しない事項が判明したときには、当該電気工作物を修理し、改造し、移設し又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、技術基準に適合するよう維持するものとする。

【事故の再発防止】

第15条 電気工作物に関する事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ、臨時に精密点検を行いその原因を究明し、再発防止に遺漏のないよう措置するものとする。

- 2 事故その他異常の発生の原因究明並びに再発防止のためにとるべき措置の検討にあたっては、電気管理技術者の指導、助言又は協力を求めるものとする。

第6章 運転又は操作

【運転又は操作】

第16条 平常時及び事故その他異常発生時における電気工作物の運転又は操作を要する機器の操作順序、操作方法については、電気管理技術者の意見を聞いてあらかじめ定め、見やすい場所に掲示しておくものとする。

- 2 受電用の遮断器又は開閉器を操作する場合は、必要に応じて電気事業者に連絡するものとする。

第7章 電気事故及び災害対策

【防災体制】

第17条 電気事故その他非常災害に備えて、電気工作物の保安及び人命を確保するために、電気管理技術者と協議のうえ、適切な措置をとることができる体制を整備しておくものとする。

【電気事故時等の措置】

第18条 電気工作物に関する事故その他異常が発生し又は発生するおそれがある場合には、連絡責任者又は代務者は、直ちに電気管理技術者その他関係先に報告又は連

絡し、その指示を受けて適切な応急措置をとるものとする。

- 2 事故その他異常発生時の報告又は連絡すべき事項及び通報先等は、受電室その他必要な機器の設置箇所において見やすい場所に掲示しておくものとする。

【災害等発生時の措置】

第19条 台風、洪水、地震、火災、その他の非常災害に伴い電気工作物に係る保安に重大な影響ある場合又はそのおそれがある場合、連絡責任者又は代務者は、速やかに電気管理技術者に連絡し、その指示を受けるものとする。

- 2 連絡責任者又は代務者は、災害等の発生に伴い危険と判断したときは、直ちに当該範囲の電源を停止することができるものとする。

第8章 記録

【記録等の保管】

第20条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は次の各号に定めるところにより記録し、これを3年間保存するものとする。

- (1) 巡視、点検、測定及び試験の記録
- (2) 電気事故に関する記録
- (3) 絶縁監視装置からの警報の自動伝送記録

- 2 主要電気機器の補修記録は、別に定める設備台帳に記録し、当該機器が存在する期間保存するものとする。

第9章 責任の分界

【責任の分界】

第21条 電気事業者の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、電気事業者と協議して定めるものとする。

第10章 雑則

【危険の防止】

第22条 受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所には、危険である旨を表示するとともに、取扱者以外の者が立ち入らないように柵、塀等を設け、出入口に施錠装置及び立入り禁止表示を施設するものとする。

【備品等の整備】

第23条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類、工具、材料、予備品及び消耗品等は、電気管理技術者と協議のうえ整備し、適切に保管するものとする。

【設計図及び関係書類の整備】

第24条 電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱説明書等は、当該設備が存在する期間整備保存するものとする。

【手続書類等の整備】

第25条 関係官庁、電気事業者等に提出した書類、図面その他主要文書は、その写しを設備が存在する期間保存するものとする。

【自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保】

第26条 電気工作物の保安を確保するため、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に基づき、サイバーセキュリティの確保のための適切な処置を講ずるものとする。

附 則

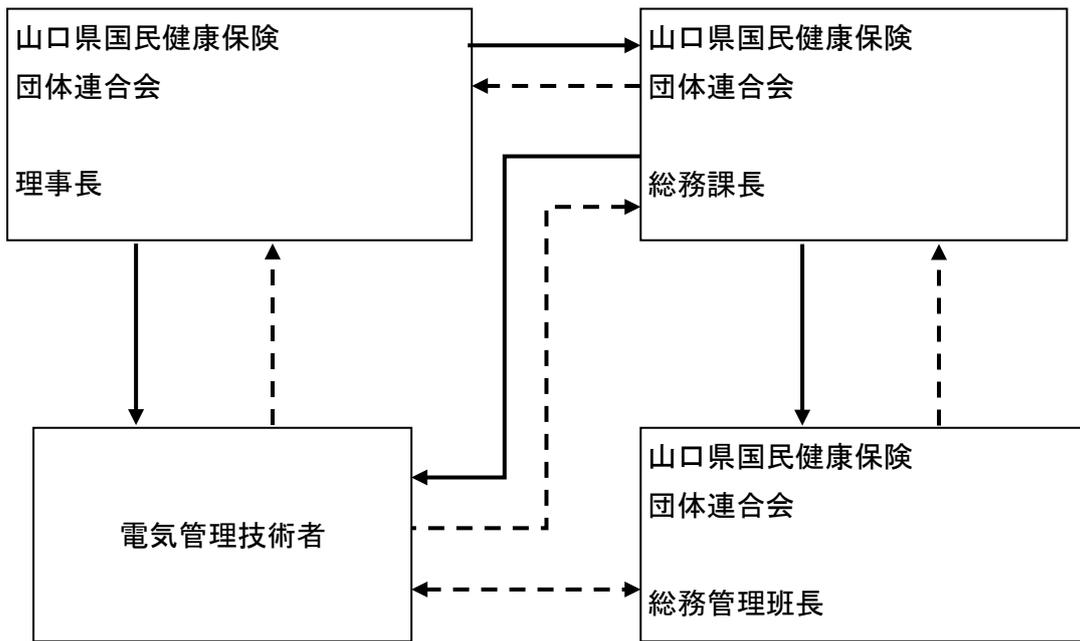
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

電気保安組織図



命令系統



連絡系統



別表 2

点 検 業 務 実 施 要 領

巡視・点検の区分	日 常 巡 視	通 常 点 検	定 期 点 検	臨 時 点 検	
対象設備	<p>運転中の電気設備、 周辺の状況等を、1日 ～1週間の周期で巡回 しつつ目視、嗅覚、聴覚 により異常の有無を点 検する。</p>	<p>1カ月～3カ月の周 期で、主として電気設 備の使用状態で行うも ので、異常の有無、異常 発生の前兆把握、電気 設備の不安全・不適當 使用等について点検す るとともに、点検者の 安全が確保できる範囲 で機器、装備計器類の 指示値確認及び測定に より異常の有無を確認 する。</p>	<p>1年～3年の周期 で、主として電設備を 停止して行うもので、 目視、嗅覚、触手による 点検、主要機器の動作 試験、絶縁及び接地抵 抗測定等により異常の 有無を確認する。</p>	<p>電気事故その他異常 が発生したとき、異常 が発生する恐れがある とき又は定期点検記録 値の経年変化等に著し い徴候が見られたとき に特別に行う点検で、 その原因を探求し、再 発防止及び事故の未然 防止のための措置を講 ずる。</p>	
	<p>引 込 設 備</p>	<p>設備に損傷を及ぼす 物がないか又作業が行 われていないかを点検 する。</p>	<p>施設状態全般につい て、外観の異常の有無 を点検する。</p>	<p>機器の動作試験 接地抵抗測定 絶縁抵抗測定</p>	<p>機器の動作特性試験</p>
	<p>受 電 設 備 配 電 設 備</p>	<p>小動物、鳥獣、風雪及 び部外者が入るおそれ がないかを点検 異常な音や臭いがな いかを点検</p>	<p>装備されている計器 類と目視、嗅覚、聴覚に よる異常の確認 低圧系統の漏電（充 電）値の計測電力使用 状況の計測</p>	<p>機器の試験作動 接地抵抗測定 絶縁抵抗測定</p>	<p>機器の動作特性試験 機器の内部点検</p>
	<p>電気使用場所</p>	<p>機器の運転に異常が ないか、配線や機器に 損傷がないかを確認</p>	<p>機器の運転に異常が ないか、配線や機器に 損傷がないかを確認</p>	<p>機器の接地抵抗測定 絶縁抵抗測定</p>	<p>機器の動作特性試験</p>
	<p>非常用予備発電装置</p>	<p>機器の運転に異常が ないか、配線や機器に 損傷がないかを確認</p>	<p>機関の始動、停止の 確認</p>	<p>機器の試験作動 接地抵抗測定 絶縁抵抗測定</p>	<p>機器の動作特性試験</p>

備考：日常巡視は、感電等の危険防止の観点から、用具を使用せず安全な所からの目視、嗅覚、聴覚による外観点検をいう。

別表 3

点検基準 (1 / 2)

電気工作物		点検・測定・試験項目	点 検 区 分			
			通常 点検	定 期 点 換		臨時 点検
				周 期		
引込設備	支持物、区分開閉器、電線・ケーブル、避雷器、接地線、地中電線路	外観点検	○	○	1年	○
		保護継電器との連動試験		○	1年	○
		絶縁抵抗測定		○	1年	○
		接地抵抗測定		○※	1年	○
受電設備	受電室・電気室、キュービクル	外観点検	○	○	1年	○
		計器指示値の確認	○			○
	遮断器、開閉器、断路器	外観点検	○	○	1年	○
		保護継電器との連動試験		○	3年	○
		保護継電器の特性試験		○	必要の都度	○
		絶縁抵抗測定		○	1年	○
		機能点検		○	必要の都度	○
	電力ヒューズ、計器用変成器、母線・支持物、避雷器、電力用コンデンサ一、直列リアクトル	外観点検	○	○	1年	○
		絶縁抵抗測定		○	1年	○
	変圧器	外観点検	○	○	1年	○
		二次漏洩電流測定	○			○
		絶縁抵抗測定		○	1年	○
		絶縁油の点検・試験		○	必要の都度	○
		内部点検		○	必要の都度	○
	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	1年	○
		絶縁抵抗測定		○	1年	○
		保護継電器の動作特性試験		○	必要の都度	○
		計器校正試験・シーケンス試験				○
	蓄電池、充電装置	外観点検	○	○	1年	○
		電池の比重・液温・電圧測定		○	必要の都度	○
接地装置	外観点検	○	○	1年	○	
	接地抵抗測定		○※	1年	○	

別表 3

点検基準 (2 / 2)

電気工作物		点検・測定・試験項目	点 検 区 分			
			通常 点検	定 期 点 換		臨時 点検
				周 期		
配電設備	支持物、電線・ケーブル、 開閉器類、避雷器、接地 線	外観点検	○	○	1年	○
		絶縁抵抗測定		○	1年	○
		接地抵抗測定		○※	1年	○
電気使用場所の設備	電動機、電力応用機器、 電熱装置、電気溶接機、 照明装置、その他電気機 械器具、接地装置	外観点検	○	○	1年	○
		絶縁抵抗測定		○	1年	○
		接地抵抗測定		○※	1年	○
	特別機器	外観点検		△	必要の都度	○
	必要な点検・測定・試験	△	△		○	
非常用予備発電装置	原動機、発電機、蓄電池、 充電装置、接地装置、そ の他付属装置	外観点検	○	○	1年	○
		始動・停止試験	○	○	必要の都度	○
		絶縁抵抗測定		○※	1年	○
		接地抵抗測定		○※	1年	○
		電気関係保護継電器の動作試験		○	必要の都度	○
		電池の比重・液温・電圧測定		○	必要の都度	○
絶縁監視装置		外観点検、警報レベルの確認	○	○	1年	
		設定値における誤差確認		○	1年	
		動作試験・警報発報試験		○	1年	
		自動伝送試験		○	1年	

備考

- 1 外観点検とは、主として目視により点検することをいう。
- 2 電気使用場所の設備のうち特別機器とは、消防設備・昇降設備・密閉機器・防爆機器・自動制御装置・医療機器その他これらに類するもので、保守点検を行うために特別の資格や専門技術を必要とする設備、構造上点検ができない機器又は立ち入りに危険を伴う場所に設置された電気設備等をいう。
- 3 ※印を付した事項は、過去の実績によりその一部又は全部を省略することができる。ただし3年を限度する。
- 4 △印を付した事項は、専門業者において実施する。
- 5 定期点検には、通常点検を含む。